

中小企業が利用できる 事業再生の手法

2012年12月17日

弁護士 須藤 英章

(事業再生研究機構代表理事)

事業再生に関する手続

- 法的倒産処理手続
 - ①民事再生手続(民事再生法)
 - ②会社更生手続(会社更生法)
- 私的整理
 - ③私的整理ガイドラインに基づく私的整理
 - ④事業再生ADR(産活法48条以下)
 - ⑤中小企業再生支援協議会による手続(同法41条以下)
 - ⑥企業再生支援機構による手続(株式会社企業再生支援機構法)
 - ⑦RCC企業再生スキーム(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律54条)
 - ⑧特定調停手続(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律)

私的整理の一般的ルール

- 対象債権者を限定できる
金融債権者、商取引債権者、(公募)社債権者などのうち
金融債権者のみを対象にすることによって、事業価値の毀損を防ぐ
法的倒産手続では不可(例外:民事再生法85条5項など)
- 対象債権者全員の同意が必要
反対債権者を除外して成立させることは？
- 再生計画の内容(要件)
後述
- 利害関係のない専門家による検証

私的整理に関するガイドライン

- 2001年9月 私的整理に関するガイドライン研究会(高木新二郎座長)が策定
- 私的整理に関する手続準則を初めて定めた
- 手続の流れ
主要債権者(メイン行)に申し出 ⇒ 一時停止の通知 ⇒ 債権者会議
- 再建計画の内容(要件)
3年以内の実質債務超過解消
3年以内の経常黒字化
経営責任と株主責任(債権放棄を受けるとき)
- 利害関係のない専門家による検証
「専門家アドバイザー」(事業再生ADRでは「手続実施者」)
- 対象債権者は原則として金融債権者
商取引債権は約定通り弁済 ⇒ 事業価値の毀損を防ぐ

中小企業再生支援協議会の利用

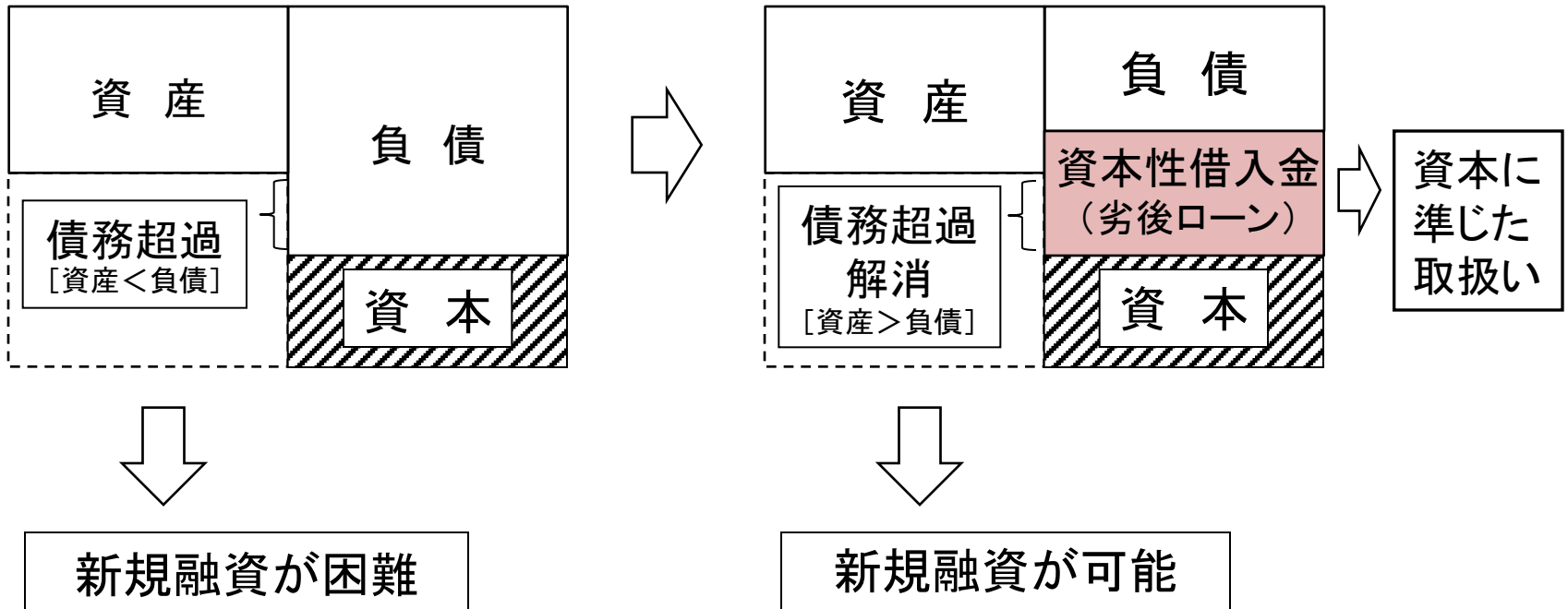
- 全国47都道府県に1か所ずつ設置
- 計画策定支援(7年余で累計2,768件)
- 要件の緩和(3年以内⇒5年以内)
- 専門家の支援による財務DD、事業DD
- 手続利用料なし、専門家費用にも補助
- 「メイン寄せ」の弊害なし

藤原敬三氏「実践的中小企業再生論」より

事業再生の手法(1)

- 債務免除(債権放棄)
- DES(デット・エクイティ・スワップ)
債務の株式化
- DDS(デット・デット・スワップ)
劣後債務化(資本金借入金に)
- DPO(債権売却)
買値の安いサービサー等は免除をし易い

○ DDS(資本性借入金による効果)



玉井豊文氏講演資料「金融円滑化法の出口と金融機関の役割」参照

DDSの要件の緩和

- 金融検査マニュアルの明確化(2011年11月22日)
- 「資本性借入金」について「資本」とみなすことができる条件を次のように明確化

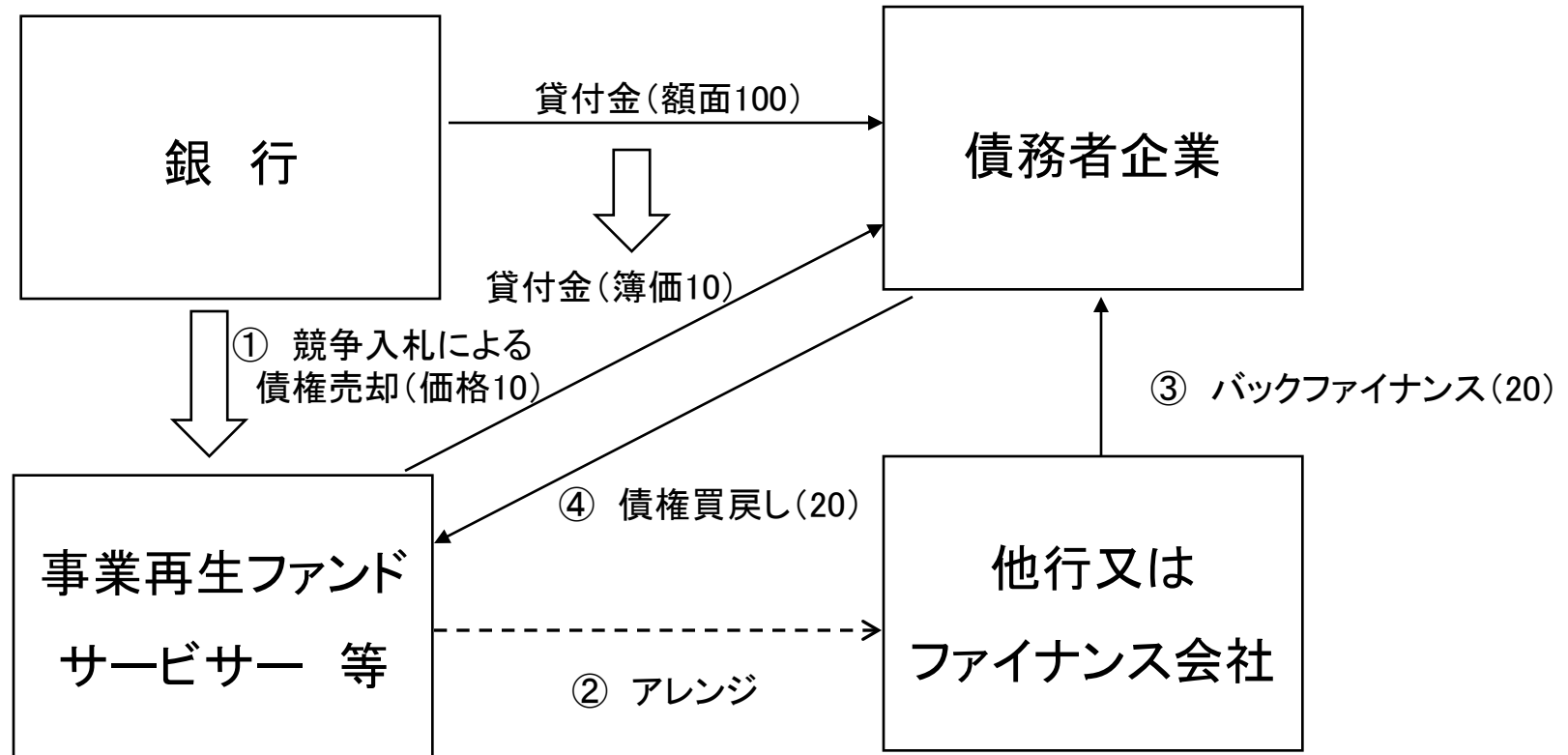
【従前】特定の貸付制度を例示

- ・償還条件:15年
- ・金利設定:業績悪化時の最高金利 0.4%
- ・劣後性:無担保(法的整理時の劣後性)

【明確化後】条件を直接明記

- ・償還条件:5年超
- ・金利設定:「事務コスト相当の金利」の設定も可能
- ・劣後性:必ずしも「担保の解除」は要しない(但し、一定の要件を満たす必要)

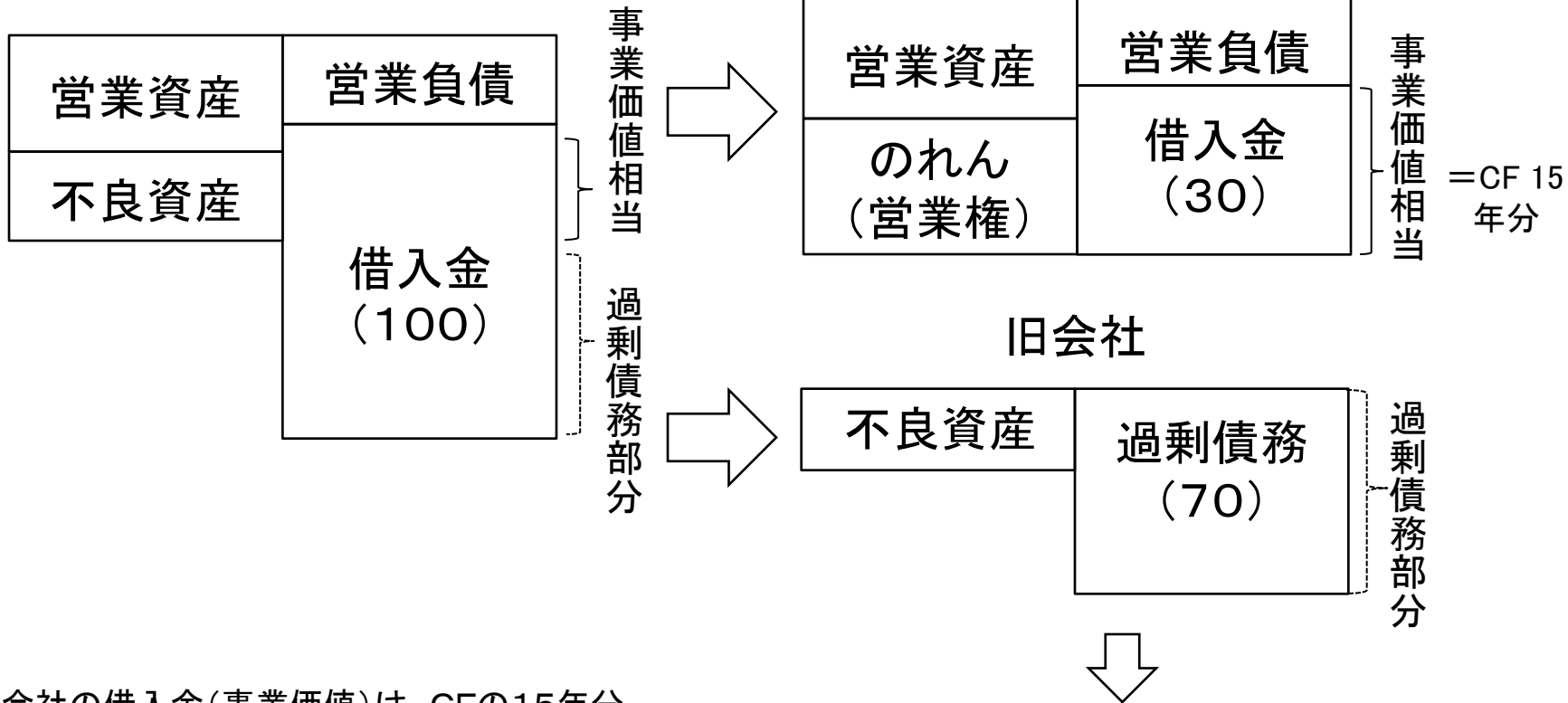
○ DPO (discounted payoff)



玉井豊文氏講演資料「金融円滑化法の出口と金融機関の役割」参照

○ 第二会社方式(基本型)

会社分割(又は事業譲渡)直前



- ① 新会社の借入金(事業価値)は、CFの15年分。
(のれんの償却が終了する5年後には、CFの10年分となっている)
- ② 第二会社方式でも直接債権放棄方式でも金融支援額は同じ。

特別清算・破産

「新倒産法制10年を検証する」(金融財政事情研究会)藤原敬三氏作成資料参照

法的倒産処理手続の流れ

- 負債の確定
 - ①債権の届出
 - ②債権調査手続 管財人・再生債務者による認否
他の届出債権者による異議
査定手続 ⇒ 異議訴訟 ⇒ 確定
- 資産の評価と弁済原資の確保
 - ①財産評定
 - ②遊休資産の処分・換価
 - ③事業の継続(選択と集中)
- 更生(再生)計画案の策定 ⇒ 集会での決議 ⇒ 認可 ⇒ 計画の履行

会社更生と民事再生

	会社更生	民事再生
財産の管理・処分権、経営権	管理型(管財人)	DIP型
担保権の処遇	更生担保権(計画による弁済)	別除権(手続外で担保権実行可能)
計画案の可決要件 無担保債権	議決権(債権)総額の 2分の1超 頭数要件なし	議決権(債権)総額の 2分の1以上 &頭数の過半数
担保権者	期限の猶予:3分の2以上 減免等 :4分の3以上 事業の全部廃止:9割以上	

事業再生関連制度の変遷

1996年	整理回収銀行(RCB)発足 －1999年、住宅金融債権管理機構と合併し、整理回収機構(RCC)発足	貸付債権等の買取り並びにその管理・回収等
1999年	産業活力再生特別措置法施行(「産活法」)	事業再構築計画の認定を受けた事業者に商法等の特例
2000年	民事再生法施行	倒産手続の迅速化に資する再建型倒産手続、小規模個人再生含む
2001年	私的整理に関するガイドライン制定	私的整理を行うに至った場合の関係者間の調整手続き等
2003年	改正会社更生法施行(1952年制定、2006年改正)	事業の維持・更生を目的としてなされる更生手続、株式会社のみ
2003年	産業再生機構設立(2007年解散)	債権買取り、資金の貸付け、債務保証、出資等
2003年	中小企業再生支援協議会の設置	専門家による相談、助言、再生計画の策定
2005年	破産法施行(旧法廃止)	手続の簡素化、自由財産の範囲の拡大
2006年	会社法施行	会社整理の廃止、会社分割制度を規定
2007年	事業再生ADR制度創設(産活法改正)	金融債権者のみを対象とした私的整理手続、中立的立場にある専門家の下で調整
2008年	「金融検査マニュアル別冊」の改訂により「資本的劣後ローン(准資本型)」の概念導入	
2011年	金融検査マニュアルにおける「十分な資本的性質が認められる借入金」の運用明確化措置	「資本」とみなすことが出来る条件を、償還条件「5年超」や金利設定「『事務コスト相当の金利』の設定も可能」などと直接明記
2009年	企業再生支援機構設立(2015年度末、改正後の業務終了期限)	産業再生機構と同様の機能。三セクが対象から外れ、大企業も対象に
2009年	中小企業金融円滑化法施行(2012年度末、最終延長期限)	金融機関が中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努める
2011～12年	岩手、宮城、福島、茨城、千葉の各県に産業復興機構設立	債権買取り
2012年	東日本大震災事業者再生支援機構設立	債権買取り、出資等
2012年	中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ公表	